平成３０年（フ）第９１号
岡山市東区楢原523番地１　楢原あさひコーポ102、旧住所岡山市北区牟佐1601番地２
あさひリバージュＢ－102
債務者　内藤あゆみ
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７１号
横浜市鶴見区寺谷１丁目27番13－403号
債務者　石渡　　潔
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７３号
横浜市南区吉野町５丁目22番地16　メゾン和田506号
債務者　小田　修一
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７９号
横浜市南区永田北３丁目８番２－301号
債務者　後藤　直人
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５８１号
横浜市港北区新横浜２丁目７番地10　ワイアール新横浜駅前ハイツ504
債務者　伊東智恵子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５８７号
横浜市旭区さちが丘52番地７　アーヴァイン山太507号
債務者　小澤　陽子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５９５号
横浜市中区鷺山53番地　シルバーエンジェル２－Ｂ号室
債務者　山崎　智美
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６５号
東京都狛江市岩戸北２丁目８番２号メゾン直井202
債務者　前田さなえ
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３７３号
東京都八王子市暁町１丁目21番24号ゆうき荘203号
債務者　石原　里美
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４２０号
東京都立川市柏町２丁目48番地の５
債務者　野崎　栄子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３号
栃木県栃木市宮町365番地２、従前の住所栃木県栃木市岩舟町下津原480番地２
債務者　安藤　正行
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第２３４号
東京都東村山市多摩湖町４丁目17番地１メゾン高橋Ａ－103
債務者　金田るみ子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３９号
東京都東村山市諏訪町１丁目25番地66
債務者　山岡　　恵（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２４３号
東京都清瀬市竹丘３丁目３番31号上宮園
債務者　西川　悦次
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６１８号
横浜市港北区鳥山町1735　横浜市総合保健医療センターしらさぎ苑、住民票上の住所横浜市神奈川区三ツ沢中町23番９号　加瀬コーポ103号
債務者　市川とも子
成年後見人　市川　峻史
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部